

平成21年(行ウ)第45号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一他1名

被告 和泉市長

原告 第2準備書面

平成21年8月31日

大阪地方裁判所第2民事部(丙係) 御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告は以下のとおり、被告の準備書面(2)及び(3)に反論する。

第1 本件の経緯

平成16年3月27日 平成15年度定例会総会で、本件倉庫を地車倉庫として建設する議案が提出されたが、異議があり採決に至らず。(甲17)

平成16年9月1日 本件建造物工事開始

平成16年10月26日 本件建造物完成

平成16年11月15日 本件助成申請(甲3) 図面(甲13)、見積もり(甲14)添付。本件申請時は既に倉庫は完成済み(シャッターは高さの高いダンジリの収納が可能な状態で完成)。しかし添付された図面は背の低いシャッターの図面。見積もりは背の高いシャッターの見積もり。

平成16年11月22日 本件交付決定(甲4)

平成16年11月24日 本件工事実績報告(甲5)

平成16年11月24日 本件助成金決定(甲6)

平成20年12月11日 和泉市市議会一般質問(甲15)

本件倉庫はダンジリ収納庫であり、町会館等の整備費助成に関する要綱に違反し、助成金は返還すべきであるとの原告小林昌子の質問に対し、理事者側は本件はあくまで会館に附属する備品等の収納倉庫として申請を認めたもので、ダンジリ収納庫として認めたものではない。町会館と一体となった備品倉庫は助成の対象だが、別棟で異なる目的に使用するものは助成の対象外と答弁。

平成 20 年 12 月 14 日 新聞報道

当時の会長は取材に対し「当初は備品を入れる予定であったがその後ダンジリを収納する倉庫に用途を変えた」と報道される。(甲 8)

平成 20 年 12 月 18 日 住民監査請求(甲 2)

平成 20 年 12 月 29 日若樫町内会より原告小林昌子に申し入れ書(甲 16 の 1)
町内会より、本件補助について市と再三協議したこと、本件倉庫はダンジリを含む備品の保管の倉庫であること、その倉庫をダンジリ倉庫と断定し補助の対象外であると質問したことは遺憾であること、更に当該会館の用途変更について市の了解を得なければならないと考えているのか等の申し入れを受領。

平成 21 年 1 月 5 日 原告小林昌子が町内会へ回答(甲 16 の 2)

町会館に附属する倉庫について一定の限度で社会的通念の範囲で助成することは可能と考えるが、本件は別棟で明らかにダンジリ小屋であり、そのような倉庫には助成すべきではない。新聞報道によれば目的外に用途変更をしたことは明らかで、倉庫の構造からも当初からダンジリ倉庫として使う目的であったことが推察される。町内会に対し申し入れ書にある市との協議の内容を明らかにするよう要請。

平成 21 年 1 月 5 日 若樫町内会より原告小林昌子に回答に関する申し入れ書(甲 16 の 3)

和泉市は倉庫(会館附属倉庫の意味かダンジリ倉庫の意味か不明)として認定したものである。とし再び用途変更について言及。

数日後

原告小林昌子は市との協議内容が開示されて後回答する旨現会長に連絡。その後町内会から応答無く、現在に至る。

平成 21 年 2 月 13 日 監査結果送達(甲 1)

平成21年3月16日 住民訴訟提訴

第2 申請時に誤って図面を添付したとの主張について(被告準備書面2の2頁)

被告は、当初町会において3.35mと5mの両方のシャッターで計画し、5mと決定し助成金の申請をしたがその時に誤って3.35mの図面を添付したと主張する。申請に添付する図面は、申請内容を表す重要なもので、幾人もの担当者を経て申請されること、更に同時に添付されている図面も同じく3.35mの図面であり(乙第1号証の6)両方誤るとは考えにくい事など疑問があるが、仮に誤って添付したとしても以下の疑念があり、被告の主張は俄に信じられない。

その1 町会はダンジリを収納する倉庫として助成申請したのか

町会は5mのシャッターの図面を添付すべきところ誤って、3.35mの図面を添付したと主張している事から、ダンジリを収納する倉庫として申請したと考えられるが、そうすると以下の疑問が生じる。

- 1 前記定例会の答弁 での「本件はあくまで会館に附属する備品等の収納倉庫として申請を認めたもので、ダンジリ収納庫として認めたものではない」との趣旨の答弁と矛盾する。(事業計画書甲3においても、事業の目的を「町会館狭隘による備品等収納倉庫増築」とある)
- 2 ダンジリを収納する倉庫であれば市の担当者が3.35mの申請図面を見て何ら疑問を持たなかったのは不可解である。(一般のダンジリ倉庫で前面のシャッターが1階部分までしかないのは市内のダンジリ倉庫には存在しない。この高さではダンジリが通らないのは明らかである)
- 3 「当初は備品を入れる予定で申請したがその後ダンジリを収納する倉庫に用途を変えた」との元会長の発言 と矛盾する。
- 4 原告小林昌子への町内会からの質問書に用途変更についての質問が二回にわたってなされているが、これは前記3の元会長の発言にあるように当初備品倉庫であったがその後ダンジリを収納する事に用途変更したことをさすのではないか。

以上の諸点から、ダンジリ収納を前提に助成申請したとの町内会の主張であればそれは信用できない。

その2 何故このような5mと3.35mの二つの案を検討したのか

3.35mのシャッターではダンジリを収納することは不可能であり、何らかの会館に附属する備品を収納する倉庫としか考えられない。一方本来添付すべきとされる図面の5mのシャッターはまさしくダンジリを収納する倉庫の図面である。とするとこの二つの図面は片方が会館備品の収納、片方がダンジリ収納と全く異なった用途の倉庫の図面であるが、2千万円も多くの資金を使って建設する倉庫が何の目的で建てるのか決まっていなかったというのは極めて不自然である。

平成16年3月27日に開かれた平成15年度定例総会議事録(甲第17号証)によれば、第3号議案で地車(ダンジリ)倉庫の建設が提案されており、当初より町会はダンジリ収納庫の建設を意図していたことは明らかである。従ってダンジリが収納できない3.35mの案を検討する必要など全く無かった訳である。

又3.35mの計画は2階建てと称しているが、2階の床は小さな棚があるだけで実質的に寸胴の1階建てであり、このような構造は背の高い収納物を保管するためのものであり、通常の商品を保管するための構造ではない。事実ダンジリ以外にこの倉庫には目立った物品は収納されていない。防災用品等は本件倉庫と会館の間にある小さな建物に保管されている。又両方の案の構造はシャッターの高さが異なるだけで、それ以外は全く同じ構造である。

以上から、前面シャッターの高さを除いて二つの案は全く同じ構造であり、シャッター高さの違った案を検討した本当の目的はダンジリの収納を目的にした倉庫を会館附属部品の倉庫と偽装するため造られたものと考えざるを得ない。

即ち誤って添付したのでは無く意図的に申請時にダンジリ倉庫と見られないよう(申請時の事業の目的は町会館狭隘による備品等収納倉庫増築となっており、ダンジリは町会館狭隘による備品とは到底認められない事から、整合性を図ったと思われる)添付したものである。ダンジリ倉庫は建物の高さが高く、前面のシャッターや扉は全面オープンできるものでほぼ共通な形状をしており、背の高いシャッターの図面を見れば関係者であれば一見してダンジリ倉庫であることが判るからである。(甲第18号証)

その3 何故被告方職員も現地確認の結果、単なる誤りと判断したのか(被告準備書面2の2頁)

職員が現地確認したところ、図面と異なる高いシャッターで施行されていることを確認した。普通はこのように申請図面と施行内容が異なる場合は要綱第7条の助成金の確定が出来ないはずであるが、被告の主張によると職員は単なる誤りとしてこれを適切として助成金を確定した。

この単なる誤りとはどのような意味なのか。本来5mで申請すべきところ3.35mで申請した事を単なる誤りと言っているのであれば、職員は5mの図面を申請時に添付すべき事を知っていたことになる。しかし申請時に添付された3.35mの図面に何ら異議を申し立てることなく、この申請を認めた。

即ち職員は申請時には本件倉庫はダンジリ収納庫であることを知っていた。前述の町会は市と再三協議したと言っているが、その時職員はこの申請がダンジリ倉庫であることを認識出来ない筈は無いからである。又この職員は若樫町に在住し、本件ダンジリ倉庫の近くに在住する事からも伺われる。しからば何故申請時に図面が違っていることを指摘しなかったのか。3.35mの図面を添付しなければならない理由が存在したからである。

町会館等の整備費助成に関する要綱第2条の助成対象事業に助成対象となる整備事業とは、「町会が町民の集会及び会議等に使用するための建物の新築、増改築、及び購入」となっていることから、ダンジリ倉庫として助成することは困難であるため、会館附属の備品等を入れる倉庫として申請する必要があったためである。

市の職員はもともとダンジリを収納するためには5mのシャッターが必要であることは十分承知しており、そのように施行されることも了知していたから、シャッター高さが違って何ら異議を申し立てることなく、助成金の確定を行ったのである。

小括

以上3.35mの図面は誤って添付されたものではなく、本件申請が会館附属の備品の収納のために倉庫を増設するものであることを偽装するためなされたものであり、申請を審査した市の職員も実態はダンジリ収納庫である事を認識

していたが、表面的には本件助成の申請はあくまで町会館附属の備品倉庫の増築であるとの建前を町会共々申請から助成金確定まで維持した。

当時の会長が当初は備品の倉庫で申請したがその後用途を変えたと新聞報道にあるが、以上の事実を取り繕うためになされたものと解せられる。

第3 単なる図面の添付の誤りであったとしても本件助成の違法性に変わりはない

仮に図面の添付が単なる誤りであり、当初よりダンジリの収納庫として申請し、市がそれを前提に申請を受理したとしても、ダンジリの収納が本件補助金要綱第2条(助成対象事業)の項に反し、公益性を欠き違法な助成金の支出であることは明らかである。

監査委員もダンジリを会館附属施設として助成するような拡大解釈をするのは困難であると認定しており、ダンジリを本要綱で助成対象とするにはそれを予め要綱で定めておく必要があると指摘する。それについては北田中町会の会館入り口のバリアフリー化工事にあたって市は要綱を改正しており(甲第19号証)それとの比較においても多額の助成が必要なダンジリ収納庫について、これを定めないで助成の対象とする拡大解釈は困難である事は容易に判断できる。

被告は結果的にダンジリ収納庫が地域のコミュニティーの増進に寄与しており、公益に叶っていると主張する。原告は既に第1準備書面において会館とダンジリ倉庫では、それを利用する頻度や対象等大きく異なり、地域コミュニティーへの寄与にも大きな差があると主張しているが、仮にそのことを考慮しないとしてもこの要綱の規定からして、助成の対象を要綱第2条で限定しているから、これを超えて仮に要綱第1条の目的にある地域コミュニティーに寄与するところがあったとしても、要綱違反は免れない。

又、被告は会館の新築、改築、増築に際し、本件助成金と同様な助成金を支出していたと主張する。これについては原告第1準備書面3頁第2においてその事実を明らかにするよう求めたが、被告より何らの応答も無い。ダンジリを収納する倉庫を会館に併設し、それに助成金を支出した実績は原告の知るところでは、34箇所のだんじり倉庫の内僅か黒鳥町の2件のみである。(但し本件の様に別棟で建設した倉庫に助成した例は無い)

原告はそれらの支出についても違法な助成であると認識するものである。特に黒鳥第1町会への助成金の支出については極めて違法性が高い。なぜならこの会館と称する建物は3階建てで、1、2階がダンジリ倉庫で3階が集会所の構造の建物である。建物前面にはダンジリ小屋である旨の看板が掛けられ、それに反して会館の表示は無く(監査請求後小さな会館表示プレートを設置)、会館につながる扉は黒い鉄製の扉で到底会館の玄関に相応しいものではない。3階の集会所が会館の機能を果たすとされているが、集会所の面積は町民が多く集まるには狭すぎ、高齢者が利用しやすいようバリアフリー化が常識である会館からみると、この集会所は狭い階段をのぼった3階にあり、勿論エレベータなど設置されていない。以上から到底会館とは言えない代物であり、会館の整備に関する助成金を受けるため会館と称しているに過ぎない。会館は隣のお寺を利用していた。(甲第20号証)

このような違法・不当な助成金を受領している実績をもって他の多くの助成実績があるとの主張は成り立たない。

以上